



市民体育大会を見に行こう！

皆さんは、市民体育大会をご存じですか。“SPORTS FOR ALL”のスローガンのもと、毎年4,000人を超える選手が参加し、校下対抗で行う市内最大のスポーツイベントです。

スポーツには「する、見る、支える」など色々な形があります。私も一昨年に現役を引退し、「するスポーツ」から現在はスポーツの魅力を皆さんに伝える「支えるスポーツ」に携わっています。昨年は市民体育大会の開会式や応援に参加させていただき、様々な年代の人が一生懸命に、そして楽しそうに競技する姿に触れ、地域の絆が深まる素晴らしい大会だと感じました。

70回目の節目を迎える今年の市民体育大会開会式は、7月15日(日)8時30分から、義経アリーナ(末広体育館)で行われ、記念イベントとして空手道の演舞などが披露されるそうです。皆さんで校下代表選手を応援に行きましょう。



▲昨年の開会式で熱中症対策について呼び掛けました。

問い合わせ スポーツ育成課 ☎24・8139



みんなが心地よく暮らせるまちを目指して

小松市には約2,000人の外国人が暮らしています。外国人住民がコミュニケーションをとりながら地域で安心して生活できるよう、日本語教室などを開講しています。

■日本語講師養成講座(入門編/実践編)

外国語が話せなくても教えることに興味のある人、大歓迎です。
 とき (入門編)7月7日～9月22日、(実践編)9月29日～12月15日、いずれも毎週土曜日10時～12時(全10回)
 ※8月4日、8月11日、10月27日、11月24日を除く

受講料 無料 ※小松市国際交流協会への入会が必要です。
 そのほか 実践編はこれまでに日本語講師養成講座を受講した人向け。

■日本語教室

日本語の習得状況に応じたクラスに分かれて楽しく学びます。
 とき 毎週日曜日9時30分～11時30分
 受講料 1カ月2,000円
 ところ いずれもこまつまちづくり交流センター(小寺町)
 申し込み いずれも小松市国際交流協会 ☎21・2226



▲様々な国籍の人が学ぶ日本語教室

問い合わせ 市民サービス課 ☎24・8217

事業主の皆様へ 個人住民税は特別徴収で納めましょう

石川県内の市町は、平成31年度から、原則全ての事業主を特別徴収義務者として指定します。
 事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収(給与天引き)していただくことになります。

問い合わせ 税務課市民税・国保税グループ ☎24・8030

特別徴収制度とは

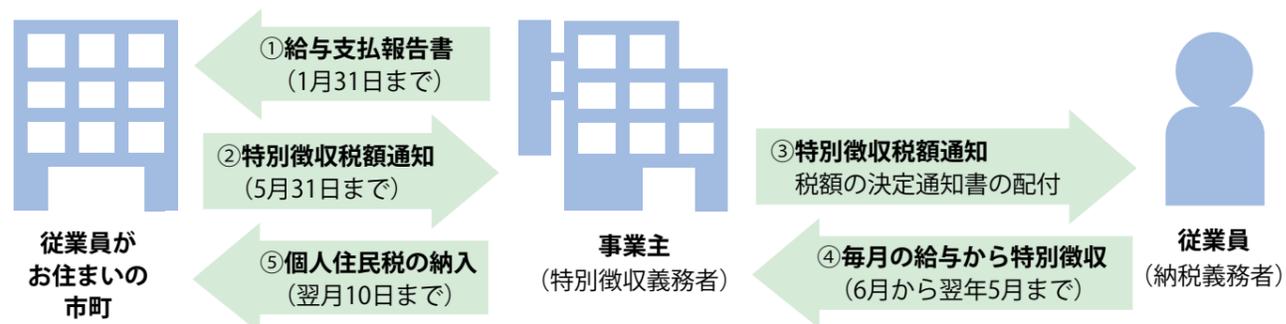
- 所得税の源泉徴収と同じように、事業主が従業員に代わって、毎月の給与から個人住民税(市民税・県民税)を徴収(給与天引き)し、従業員の住所地の市町に納入する制度です。
 ※ただし、次の基準に該当すれば当面、例外的に普通徴収が認められます。
- ① 総従業員が2人以下(次の②～⑥の理由に該当する全ての従業員数を除いた人数)の事業所
 - ② 他の事業所で特別徴収をされている人(乙欄適用者)
 - ③ 給与が少額で、特別徴収税額の引き去りができない人
 - ④ 給与の支払いが不定期な人(例…給与の支払いが毎月ではない)
 - ⑤ 個人事業主の事業専従者で、専従者給与を受けている人
 - ⑥ 退職者・退職予定者(5月末まで)

地方税法第321条の4及び市町の条例により、特別徴収することが義務づけられています。



小松市イメージキャラクター カブッキー

特別徴収の流れ



Q&A

- Q1** これまで従業員が納付書で納付(普通徴収)していたのに、なぜ特別徴収をしなければならぬのですか。
A1 条例などにより、従来から原則として所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならぬこととされています。事業主の皆様には、法令に基づく適正な事務処理の観点から特別徴収の実施をお願いします。
- Q2** アルバイトやパートも特別徴収をする必要がありますか。
A2 所得税を源泉徴収されている従業員(アルバイトやパートを含む)は、個人住民税についても特別徴収していただく必要があります。
- Q3** 特別徴収は手間が掛かりそうです。従業員も少なく、事務をする余裕がないのですが。
A3 特別徴収をしても、所得税のように税額を計算したり、年末調整をしたりする手間は掛かりません。条件を満たせば、特別徴収税額の納期を年12回から年2回にする「納期の特例」制度(給与天引きは毎月実施)があります。詳細はお問い合わせください。